

維持管理に関する計画書

施設の維持管理方法	産業廃棄物の受入方法	産業廃棄物の受入時には品目以外の廃棄物が混入又は付着していないか目視及びマニフェストにより確認します。トラックスケールで計量後、受入のできない廃棄物が混合しないか目視による検査を行います。万一、品目以外の廃棄物が混入又は付着している場合は受付を拒否します。				
	施設操業時の維持管理方法	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないよう受入時間及び運転時間等には十分配慮します。施設の正常な機能を維持するため定期的に施設の点検を実施します。万一、施設に異常が生じた時は直ちに埋立作業を中止して原因を追求したうえで必要な対策を施します。				
	維持管理基準への対応状況	別記様式 50-1-2 のとおり				
	埋立終了後の施設の維持管理办法	埋立終了後の維持管理方法については廃止基準に適合するまでの間は埋立中の維持管理方法と同様に行います。				
	施設整備・点検の頻度	頻度については1回/月及び大雨後ならびに雪解時、地震時など施設に影響を受けたと判断される時には随時点検を行うものとします。				
維持管理に関する記録及び閲覧方法	閲覧場所	現場事務所				
	閲覧対応日時	休業日を除く平日の 9:00~17:00				
	記録する事項、記録の時期及び備え置く期間	廃棄物搬入の記録は廃棄物内容別、搬入者別、車両、氏名、地域別に分類するものとして記録する。維持管理に関する記録及び閲覧方法については維持管理基準(規則第12条の7の4及び第12条の7の5)に従うものとします。 記録の時期：処分場を閉鎖するまで 備え置く期間：備え置いた日から3年を経過する日まで				
異常時の連絡体制	維持管理計画書に示すとおり					
排ガスの性状等		設計計算値	維持管理基準値	協定値	法令基準値	測定頻度
排ガス性状	ばいじん (g/Nm ³)					
	硫黄酸化物 (Nm ³ /hr)					
	窒素酸化物 (cm ³ /Nm ³)					
	塩化水素 (mg/Nm ³)					
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)					
放流水の水質	水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	5.8~8.6	—	5.8~8.6	1回／月
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	20	30	—	≤60mg/L	1回／月
	浮遊物質量 (SS) (mg/L)	10	10	—	≤60mg/L	1回／月
	窒素含有量 (mg/L)	40	40	—	—	1回／年
	ノルマルヘキサン抽出物含有量(鉱油) (mg/L)	2	5	—	≤ 5mg/L	1回／年
	ノルマルヘキサン抽出物含有量(動植物性油) (mg/L)	5	30	—	≤30mg/L	1回／年
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	10	10	—	≤10pg-TEQ/L	1回／年

別紙様式50-1-2 維持管理基準等に適合するために講ずる措置の内容(管理型最終処分場)

維持管理基準（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令）

基 準	措 置 内 容
飛散・流出 (第1条第2項第1号)	埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。
悪 臭 (第1条第2項第2号)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
火 災 (第1条第2項第3号)	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。
衛生害虫等 (第1条第2項第4号)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。
囲 い (第1条第2項第5号)	埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようしておくこと。 埋立が終了した埋立地を埋立以外の用に供する場合には、埋立地の周囲に設けられた囲い、杭その他の設備により、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。
立 札 (第1条第2項第6号)	産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札。その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。
擁壁等の点検 (第1条第2項第7号)	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。
遮水工の砂等による被覆 (第1条第2項第8号)	埋め立てる産業廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、産業廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。
遮水工の点検 (第1条第2項第9号)	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。
地下水の水質検査 (第1条第2項第10号)	埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。 イ 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。 ただし、地下水等の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあっては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。

基 準		措 置 内 容
	<p>ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回(イただし書に規定する最終処分場にあつては、六月に一回)以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ただし、埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。</p> <p>ハ 埋立処分開始後、電気伝導率及び塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ニ 測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>埋立処分開始後、上流と下流の地下水モニタリングにおいて地下水等検査項目について一年に一回測定します。</p> <p>又、その結果を記録して事務所にて保管します。</p> <p>埋立処分開始後、上流と下流の地下水モニタリングにおいて電気伝導率について一月に一回測定します。</p> <p>又、その結果を記録して事務所にて保管します。</p> <p>測定した電気伝導率の濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定します。又、その結果を記録して事務所にて保管します。</p>
地下水の水質悪化が認められた場合の措置 (第1条第2項第11号)	地下水の水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	地下水の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、水質調査等を行い、原因を追究して対策を講じます。
被覆型埋立地における雨水流入防止 (第1条第2項第12号)	雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であつて、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	該当ありません。
調整池の点検 (第1条第2項第13号)	調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	調整池を定期的(頻度; 1日1回)に点検し、破損等の異常があれば速やかに補修を行います。
浸出液処理設備の維持管理 (第1条第2項第14号)	<p>浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>放流水の水質が排水基準等に適合することとなるよう維持管理すること。</p> <p>浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 排水基準等に係る項目((2)に規定する項目を除く。)について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(2) pH、BOD、COD、SS及び窒素含有量(別表第一の備考4に規定する場合に限る。)について一月に一回(埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、一年に一回)以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>放流水の水質検査は、排水基準等に係る項目について一年に一回、pH、BOD、COD、SSについては、一月に一回測定します。</p> <p>又、その結果を記録して事務所にて保管します。</p>
防凍措置の点検 (第1条第2項第14号の2)	導水管等に講じた防凍の措置の状況を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	冬期間(12月～3月)、ポンプ圧送管を定期的(頻度; 1日1回)に点検し、凍結による破損等の異常があれば速やかに補修を行います。
開渠等の維持管理 (第1条第2項第15号)	埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に産業廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	埋立地周辺の雨水排水路を定期的(頻度; 週1回または降雨時)に点検し、異常があれば速やかに補修を行います。
発生ガスの排除 (第1条第2項第16号)	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	法面ガス抜き管14箇所、豎型ガス抜き管3箇所でガスを排除し、適宜、ガスの発生状況を確認します。

基 準		措 置 内 容
開口部の閉鎖 (第1条第2項第17号)	埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。	埋立処分が終了した埋立地は、厚さが50cmの覆土を施します。埋立地周辺には、雨水が入らない様、雨水排水路を設けております。
覆いの損壊防止 (第1条第2項第18号)	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	覆いの損壊が確認した場合は、速やかに補修します。
残余容量の測定及 び記録 (第1条第2項第19号)	残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。	残余の埋立容量は、一年に一回測定します。又、その結果を記録して事務所にて保管します。
記録の作成及び保 存 (第1条第2項第20号)	埋め立てられた産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置(法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む)の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	産業廃棄物の種類、数量、および最終処分場の維持管理の点検、検査の記録して、事務所にて保管します。

維持管理記録等及び維持管理積立金(法第15条の2の4において準用)

基 準		措 置 内 容
維持管理情報の公表 (第15条の2の3第2項)	産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。	維持管理情報をインターネットで公開します。
記録・閲覧等 (第8条の4)	産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令の定めによるところにより、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関し、環境省令で定める事項を記載し、これと当該産業廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては当該産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。	維持管理記録簿を、事務所にて保管し利害関係者が求めた際には、閲覧させるものとします。
維持管理積立金 (第8条の4)	埋立処分の終了までの間、毎年度、特定産業廃棄物処理施設ごとに知事が通知する額の金額を維持管理積立金として積み立てなければならない。	埋立処分の終了までの間、維持管理積立金を積み立てます。

廃止基準（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令）

基 準		措 置 内 容
悪 臭 (第1条第3項第2号)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。	万一、悪臭が発生した場合は薬剤散布等の対策を講じます。
火 災 (第1条第3項第3号)	火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。	万一、火災が発生した場合は管理事務所内に消火器及び場内にある防火水槽で対応するものとします。
衛生害虫等 (第1条第3項第4号)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。	万一、害虫が発生した場合は薬剤散布等の対策を講じます。
地下水の水質 (第1条第3項第5号)	<p>地下水等の水質検査の結果が次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなるものを除く。)が認められない場合においては、この限りでない。</p> <p>地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に現に適合していないこと。</p> <p>地下の水質の変動の状況に照らして、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に適合しなくなるおそれがあること。</p>	モニタリング井戸で採取した地下水を測定して地下水等検査項目のいずれも基準値以下であることを確認すると共に測定した地下水の水質変動のデータから、異常のないことを確認します。万一、異常が認められた場合、原因追求し、対策を講じるものといたします。
保有水等の水質 (第1条第3項第6号)	<p>保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目及び頻度で2年以上にわたり行われた水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること。</p> <p>(1) (2)を除く排水基準等に係る項目 6月に1回以上</p> <p>(2) 放流水pH、BOD、COD、SS及び窒素含有量 (別表第一の備考4に規定する場合に限る。)に規定する項目 3月に1回以上</p>	浸出水集水ピット内の保有水が排水基準に適合していることを確認した時点で、廃止に向けた水質検査を実施します。頻度は、保有水、6月に1回の排水基準等に係る項目と放流水pH、BOD、COD、SSを3月に1回、水質検査を行い、2年以上の適合状況を確認します。
ガスの発生 (第1条第3項第7号)	埋立地からガスの発生がほとんど認められないと又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。	ガスの発生量を測定し、周辺の植物の枯死や異常がないか確認すると共に、万一、異常が発見された場合は原因を追求して対策を講じるものといたします。
温 度 (第1条第3項第8号)	埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていないこと。	埋立地の内部と周辺の地中の温度差が20°C未満であることを温度計にて確認します。
覆 い (第1条第3項第9号)	厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であつて、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。	最終覆土50cmを施しますが、覆土面に異常が発見した場合は、土砂の補充等を施します。
被覆型埋立地の覆い (第1条第3項第10号)	雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であつて、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てる埋立地の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。	該当ありません。
生活環境保全上の支障 (第1条第3項第11号)	埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。	最終覆土厚さが50cmの土砂で開口部を閉鎖されていることを確認します。
構造基準への適合 (第2条第3項第3号)	地滑り防止工、沈下防止工、擁壁等、遮水工、地下水集排水設備、保有水集排水設備及び地表水流入防止のための開渠その他の設備が、構造基準に適合していないと認められないこと。	施設等に異常が発見した場合は、速やかに補修します。

維持管理計画

(1) 施設・設備の点検

本計画における施設・設備の点検項目、点検方法及び点検頻度は下表に示すとおりです。

日常点検と週間点検は、点検項目の異常の有無にチェックします。定期点検は月末1回実施して点検個所と点検状況の写真を添付して、事務所に保管します。尚、地震・大雨等の後には、臨時点検を実施します。

施設の点検は現有処分場と同様な様式の記録簿で行います。(点検記録簿を巻末資料に添付)

施 設	点 検 項 目	点 検 方 法	頻 度
擁壁等 (土堰堤)	堤体からの漏水はないか 堤体の亀裂の亀裂はないか 堤体の沈下はないか 法面のはらみ出しあはないか 法面の崩壊はないか	目視により確認	1日1回 (日常点検) 定期点検は月末 1回実施する
遮水工	遮水シート材の破損はないか 接合部の剥がれ、口あきはないか 異常な遮水シートの伸びはないか 固定工の割れ、持ち上がりはないか	目視により確認	1日1回 (日常点検) 定期点検は月末 1回実施する
調整池	遮水シート材に破損はないか 調整池の水位に変動はないか 移送ポンプ設備に異常はないか 電気設備に異常はないか 固定工の割れ、持ち上がりはないか	目視により確認	1日1回 (日常点検) 定期点検は月末 1回実施する
浸出液 処理設備	各機器の運転状況に異常はないか 機器の振動、騒音に異常はないか 薬品を補充する必要はないか 水量、水質に異常はないか 施設内に不要物は置いてないか	目視および水質 結果より確認	1日1回 (日常点検) 定期点検は月末 1回実施する
防凍措置	導水配管の破損はないか 配管付近に浸出水の漏洩はないか 埋設配管の周辺地盤に変状はないか 導水配管のつまりはないか ポンプ設備に異常はないか	目視により確認	1日1回(冬期) (日常点検) 定期点検は月末 1回実施する
保有水集 排水施設	排水管の詰まりはないか 浸出水ポンプピットの破損はないか 浸出水ポンプピットの水位に異常ないか	目視により確認	週1回
発生ガス 処理設備	法面ガス抜き管の破損はないか 豎型ガス抜き管の破損はないか 発生ガスに異臭はないか	目視、臭覚に より確認	週1回
地下水集 排水施設	排水管の詰まりはないか 地下水ポンプピットの破損はないか 地下水ポンプピットの水位に異常ないか	目視により確認	週1回
雨水集 排水施設	周辺部からの土砂の流入はないか 排水施設の破損はないか 防災調整池の水位に異常はないか	目視により確認	週1回 降雨時

(2) 水質検査の実施

維持管理基準に基づき、地下水、放流水、保有水の水質検査を実施します。

検査項目及び測定頻度は、次頁に示します。

現有処分場と同様な記録簿で点検します。水質検査記録簿の様式を巻末資料に添付します。

(水質検査記録簿は、検査結果の異常の有無をチェックし、採取個所と採取状況の写真を添付して、事務所に保管します。)

水質検査で万一、地下水および放流水に基準値を超過した場合や異常が認められた場合は速やかに受入を中止し、原因を追究すると共に、各関係機関（空知総合振興局保健環境部環境生活課、砂川市市民部市民生活課）に連絡し、必要な対策を講じて報告いたします。

水質検査のフローチャート

埋立開始前

- (水質検査)
表 10-1
・地下水等検査項目
測定頻度：1回
・電気電導率
測定頻度：1回

埋立中

- 表 10-1
・地下水等検査項目
測定頻度：年1回
・電気電導率
測定頻度：月1回

埋立終了後

- 表 10-1
・地下水等検査項目
測定頻度：年1回
・電気電導率
測定頻度：月1回

廃止に向けた水質検査

- 表 10-1
・地下水等検査項目
測定頻度：年1回
・電気電導率
測定頻度：月1回

廃止

- 表 10-3
・排水基準等に係る検査項目
測定頻度：6ヶ月1回
・PH、BOD、SS
測定頻度：3ヶ月1回
・T-N
測定頻度：年1回

表 10-1 地下水の検査項目

区分	検査項目	測定頻度			基準値	
		埋立開始前	埋立中～廃止迄			
		1回	月1回	年1回		
健 康 項 目	アルキル水銀	○	—	○	検出されないこと	
	総水銀	○	—	○	0.0005 mg/l 以下	
	カドミウム	○	—	○	0.01 mg/l 以下	
	鉛	○	—	○	0.01 mg/l 以下	
	六価クロム	○	—	○	0.05 mg/l 以下	
	砒素	○	—	○	0.01 mg/l 以下	
	全シアン	○	—	○	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル (P C B)	○	—	○	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	○	—	○	0.03 mg/l 以下	
	テトラクロロエチレン	○	—	○	0.01 mg/l 以下	
	ジクロロメタン	○	—	○	0.02 mg/l 以下	
	四塩化炭素	○	—	○	0.002 mg/l 以下	
	1.2-ジクロロエタン	○	—	○	0.004 mg/l 以下	
	1.1-ジクロロエチレン	○	—	○	0.1 mg/l 以下	
	1,2-ジクロロエチレン	○	—	○	0.04 mg/l 以下	
	1.1.1-トリクロロエタン	○	—	○	1 mg/l 以下	
	1.1.2-トリクロロエタン	○	—	○	0.006 mg/l 以下	
	1.3-ジクロロプロペン	○	—	○	0.002 mg/l 以下	
	テトラメチルチウラムジスルフィド (チウラム)	○	—	○	0.006 mg/l 以下	
	2.クロロ-4,6ビス(エチルアミノ)S.トリアゾン(シマジン)	○	—	○	0.003 mg/l 以下	
	S-4-クロロベンジル=N, N-ジ-エチルデオカルバマート(チオベンカルバ)	○	—	○	0.02 mg/l 以下	
	ベンゼン	○	—	○	0.01 mg/l 以下	
	セレン	○	—	○	0.01 mg/l 以下	
	1,4-ジオキサン	○	—	○	0.05 mg/l 以下	
	塩化ビニールモノマー	○	—	○	0.002 mg/l 以下	
	ダイオキシン類	○	—	○	1 pg-TEQ/1 以下	
その 他	電気伝導率	○	○	—		

※環境基準値を記載致しました。

表 10-2 放流水の検査項目

区分	検査項目	測定頻度		基準値	
		埋立中			
		月1回	年1回		
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	○	-	5.8~8.6	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	○	-	30 mg/l 以下	
	浮遊物質量 (S S)	○	-	10 mg/l 以下	
	化学的酸素要求量 (C O D)	○	-	90 mg/l 以下	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	○	5 mg/l 以下	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	-	○	30 mg/l 以下	
	フェノール類含有量	-	○	5 mg/l 以下	
	銅含有量	-	○	3 mg/l 以下	
	亜鉛含有量	-	○	2 mg/l 以下	
	溶解性鉄含有量	-	○	10 mg/l 以下	
	溶解性マンガン含有量	-	○	10 mg/l 以下	
	クロム含有量	-	○	2 mg/l 以下	
	大腸菌群数	-	○	3000 個/cm ³ 以下	
	窒素含有量 (T-N)	-	○	40 mg/l 以下	
健康項目	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	○	0.005 mg/l 以下	
	アルキル水銀化合物	-	○	検出されないこと	
	カドミウム及びその化合物	-	○	0.1 mg/l 以下	
	鉛及びその化合物	-	○	0.1 mg/l 以下	
	六価クロム化合物	-	○	0.5 mg/l 以下	
	砒素及びその化合物	-	○	0.1 mg/l 以下	
	シアノ化合物	-	○	1 mg/l 以下	
	P C B	-	○	0.003 mg/l 以下	
	有機燐化合物	-	○	1 mg/l 以下	
	トリクロロエチレン	-	○	0.3 mg/l 以下	
	テトラクロロエチレン	-	○	0.1 mg/l 以下	
	ジクロロメタン	-	○	0.2 mg/l 以下	
	四塩化炭素	-	○	0.02 mg/l 以下	
	1,2-ジクロロエタン	-	○	0.04 mg/l 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	-	○	1.0 mg/l 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	○	0.4 mg/l 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	-	○	3 mg/l 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	-	○	0.06 mg/l 以下	
	1,3-ジクロロプロパン	-	○	0.02 mg/l 以下	
	チウラム	-	○	0.06 mg/l 以下	
	シマジン	-	○	0.03 mg/l 以下	
	チオベンカルブ	-	○	0.2 mg/l 以下	
	ベンゼン	-	○	0.1 mg/l 以下	
	セレン及びその化合物	-	○	0.1 mg/l 以下	
	ほう素及びその化合物	-	○	50 mg/l 以下	
	ふつ素及びその化合物	-	○	15 mg/l 以下	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	-	○	※200 mg/l 以下	
	1,4-ジオキサン	-	○	0.5 mg/l 以下	
その他	ダイオキシン類	-	○	10 pg-TEQ/l 以下	

※ 1リットルにつきアンモニア性硝酸に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg/l 以下にする。

表 10-3 保有水の検査項目

(埋立終了から廃止まで)

区分	検査項目	測定頻度				基準値	
		埋立終了後		廃止に向けた水質			
		月1回	年1回	6ヶ月1回	3ヶ月1回		
生 活 環 境 項 目	水素イオン濃度 (pH)	○	-	-	○	5.8~8.6	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	○	-	-	○	30 mg/l 以下	
	浮遊物質量 (SS)	○	-	-	○	10 mg/l 以下	
	化学的酸素要求量 (COD)	○	-	-	○	90 mg/l 以下	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	○	○	-	5 mg/l 以下	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	-	○	○	-	30 mg/l 以下	
	フェノール類含有量	-	○	○	-	5 mg/l 以下	
	銅含有量	-	○	○	-	3 mg/l 以下	
	亜鉛含有量	-	○	○	-	2 mg/l 以下	
	熔解性鉄含有量	-	○	○	-	10 mg/l 以下	
	熔解性マンガン含有量	-	○	○	-	10 mg/l 以下	
	クロム含有量	-	○	○	-	2 mg/l 以下	
	大腸菌群数	-	○	○	-	3000 個/cm ³ 以下	
	窒素含有量 (T-N)	-	○	-	○	40 mg/l 以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	○	○	-	0.005 mg/l 以下	
	アルキル水銀化合物	-	○	○	-	検出されないこと	
	カドミウム及びその化合物	-	○	○	-	0.1 mg/l 以下	
	鉛及びその化合物	-	○	○	-	0.1 mg/l 以下	
	六価クロム化合物	-	○	○	-	0.5 mg/l 以下	
	砒素及びその化合物	-	○	○	-	0.1 mg/l 以下	
	シアン化合物	-	○	○	-	1 mg/l 以下	
	P C B	-	○	○	-	0.003 mg/l 以下	
	有機燐化合物	-	○	○	-	1 mg/l 以下	
	トリクロロエチレン	-	○	○	-	0.3 mg/l 以下	
	テトラクロロエチレン	-	○	○	-	0.1 mg/l 以下	
	ジクロロメタン	-	○	○	-	0.2 mg/l 以下	
健 康 項 目	四塩化炭素	-	○	○	-	0.02 mg/l 以下	
	1, 2-ジクロロエタン	-	○	○	-	0.04 mg/l 以下	
	1, 1-ジクロロエチレン	-	○	○	-	0.2 mg/l 以下	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	○	○	-	0.4 mg/l 以下	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	-	○	○	-	3 mg/l 以下	
	1, 1, 2-トリクロロエタン	-	○	○	-	0.06 mg/l 以下	
	1, 3-ジクロロプロパン	-	○	○	-	0.02 mg/l 以下	
	チウラム	-	○	○	-	0.06 mg/l 以下	
	シマジン	-	○	○	-	0.03 mg/l 以下	
	チオベンカルブ	-	○	○	-	0.2 mg/l 以下	
その他	ベンゼン	-	○	○	-	0.1 mg/l 以下	
	セレン及びその化合物	-	○	○	-	0.1 mg/l 以下	
	ほう素及びその化合物	-	○	○	-	50 mg/l 以下	
	ふつ素及びその化合物	-	○	○	-	15 mg/l 以下	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	-	○	○	-	※200 mg/l 以下	
その他	1, 4-ジオキサン	-	○	○	-	0.5 mg/l 以下	
	ダイオキシン類	-	○	○	-	10 pg-TEQ/1 以下	

※ 1リットルにつきアンモニア性硝酸に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 200mg/l 以下にする。

(3) 受入時の管理方法

- 搬入される廃棄物は、当該処分場で処理できる種類以外のものの混入を未然に防止するため、受入時の管理方法を下記に示します。
- ア 処分できる産業廃棄物以外の産業廃棄物が混入されないようにするために、排出事業者及び収集運搬業者と打合せを密に行います。
 - イ 受入出来ない廃棄物の混入防止を徹底するため具体的には、搬入時の廃棄物の目視による確認や水質検査分析結果の確認を徹底します。
 - ウ 搬出事業者並びに産業廃棄物の種類、性状及び特性を契約書、マニフェスト等で確認すると共に、これらが不明の場合は受け入れしません。

(4) 浸出液処理設備の運転方法

1. 夏期間及び冬期間の運転方法

1) 夏期の運転方法

温度条件がよくなることから、施設の運転について問題はないが、降雨量が増大し、一時的に負荷が大きくなったりした場合は、処理量を調整し、生物処理での負荷の均等化を図ったり、凝集剤の注入率を増大して、処理の安定化を図るものとします。

2) 冬期の運転方法

- ・水温が低い場合には、加温用電気ヒーターにより、原水を加温し、処理の安定化を図ります。
- ・薬品が結晶状態で使用しないように注意します。
- ・凍結の可能性のある配管は、保温を行いますが、低温時には加温用電気ヒーターの熱を利用し、凍結防止用暖房を行います。
- ・屋外の配管は予め凍結深度（70cm）以深の埋設配管とします。

2. 高負荷時及び低負荷時の運転方法

- ・高負荷時には、原水槽での空気曝気による浄化をするため、滞留時間を長くとります。
- ・低流量で高負荷時には、生物処理水を原水槽に返送します。
- ・高負荷時、低負荷時には、凝集剤の注入量を調整し、処理の安定化を図ります。

3. 異常時の運転方法

1) 豪雨時の運転方法

豪雨時の異常な浸出水の増加に対して、浸出水調整池範囲を超えた場合は、移送ポンプピットを停止し、浸出水が流出しないよう、一時、埋立地に貯留させるものとします。

2) 渴水時の運転方法

渴水時の際には、接触曝気槽と沈澱槽の間で生物が死滅しないように栄養剤を加えて、循環運転して維持管理を行います。

(5) 維持管理の記録及び閲覧方法

(1) 記録する事項（規則第12条の7の3関係）

埋立てた産業廃棄物の種類及び数量	埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量を記録します。
擁壁等の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記録します。
遮水工の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録し、遮水効果が低下する恐れがあると認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記録します。
放流水、周縁地下水等の水質検査	採取した場所、採取した年月日、測定結果の得られた年月日、測定結果を記録します。
浸出水処理設備の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録し、異状が認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記録します。
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合に、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置くものとします。
残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日までに備え置くものとします。

(2) 記録の閲覧（規則第12条の7の2関係）

- 1) 維持管理に関する記録は各月毎の結果を翌月の末日までに備え置き廃止するまで閲覧に供します。（但し、記録の保存期間は最終処分場は施設を廃止するまでの間）
- 2) 正当な理由なしに閲覧を拒まないこととします。

※閲覧方法については、管理事務所で行い、閲覧時間帯は平常時（月曜日～金曜日 AM8:30～PM5:00）とします。

(6) 埋立終了後の管理方法

浸出水処理施設	埋立完了後、2年間の保有水が廃止基準以下になるまでは処理施設の通常運転を行うものとし、施設の点検、補修の管理を継続します。
埋立処分地	埋立完了後、覆土処理を行い、地盤の安定、発生ガスの安定化を確認します。 また、保有水が廃止基準以下になるまでは、産業廃棄物埋立跡地であることを表示し、土堰堤、遮水工、雨水等集排水工、囲障設備等の点検を行います。

ア. ガスの発生の確認方法について

埋立地からのガスの発生は気圧の影響を受けることから、測定は曇天時に行うなど気圧の高い時を避け、かつ、各測定時の気圧ができるだけ等しくなるように行います。

ガスの発生量の測定は、構造基準による通気装置等からの適当な箇所を選定し、流量の測定を行います。

埋立地上部の植物の枯死や目視によりガスの発生が認められる場合、ガスが発生している場合に採取管を設置して測定を行います。

流量の測定方法は、超音波流量計、熱式流量計を用いる方法による他、透明な管を通気装置に接続し、その管内の移動速度を測定します。

なお、熱式流量計は、メタンガスによる爆発のおそれがある場合、防爆型の計器を用います。

イ. 埋立地内部の温度

- ・廃止確認申請の直前に埋立地内部温度の状態について確認します。
- ・埋立地内部と周辺の地中温度の差が摂氏 20°C 未満になっていることを廃止の条件とします。
- ・温度の測定は、構造基準の規定による通気装置等から適当な箇所を選定し熱電対式等の温度計を用いて行います。

(7) 廃石綿等の埋立処分方法

廃石綿等は、最終処分場の一定の場所(下図)において、廃石綿等が分散しないよう埋立処分します。廃石綿等の埋立方法は、以下のとおりです。

- ア. 場内には、あらかじめ溝又は穴を掘り、その中へ埋立します。
- イ. 埋立は、プラスチック袋又は容器に入れたまま行うものとし、1日の作業終了後、埋立面の上面に厚さ20cm以上の覆土を施します。
- ウ. 廃石綿等の埋立完了後は、その上部全面に目印となるシートで覆う等の措置を行った後、50cm以上の厚さで覆土を施します。また、埋立した場所が解る図面を作成し、廃止まで事務所で保管します。

位 置 図

